

平成30年第4回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1. 開会年月日 平成30年9月7日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成30年9月10日(月)

4. 出席議員(16名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 中村武弘君 | 副議長 | 山口晃司君 |
| 1番 | 岩竹博明君 | 3番 | 橋井肇君 |
| 4番 | 梶川三樹夫君 | 5番 | 繁政秀子君 |
| 7番 | 二見伸吾君 | 8番 | 上原貢君 |
| 9番 | 益田芳子君 | 10番 | 児玉利典君 |
| 11番 | 林 拓君 | 12番 | 西 友幸君 |
| 13番 | 中村 勤君 | 14番 | 西山 優君 |
| 17番 | 小菅卷子君 | 18番 | 力山 彰君 |

5. 欠席議員(1名)

2番 木田圭司君

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 岡野浩子君 |
| 教育 | 長 | 高杉良知君 |
| 企画財政部 | 長 | 戸田秀生君 |
| 総務部 | 長 | 坂本雅司君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 金 光 一 隆 君 |
| 建 設 部 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 脇 本 哲 也 君 |
| 消 防 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 教 育 部 長 | 奥 田 米 穂 君 |
| 企 画 財 政 部 次 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 総 務 部 次 長 | 大 塚 圭 子 君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 | 屋 敷 学 君 |
| 消 防 本 部 次 長 | 寺 西 宏 政 君 |
| 消 防 課 長 | 橋 本 臣 彦 君 |
| 予 防 課 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 総 務 課 長 (教 委) | 谷 口 充 寿 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 土 井 賢 二 君 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | 畑 尻 佳 括 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 山 下 賢 二 君 |
| 社 会 教 育 課 主 幹 | 渡 邊 昭 人 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 榎 並 隆 浩 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長 (中村武弘君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成30年第4回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

ることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、1番岩竹議員、3番橋井議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第1項、府中町の学校での「防災教育」について、14番西山議員、9番益田議員の質問を行います。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。14番西山、一般質問させていただきたいと思います。すいません、一般質問させていただく前に一言申し上げさせていただきます。

このたびの西日本を襲った豪雨により、まずもって亡くなられた方々、また御遺族の方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

復旧の際には、自衛隊、警察、消防、地域の皆さん、ボランティアをされた皆様を初め、多方面にわたり府中町の復旧に御尽力賜り、改めましてお礼申し上げます。

また、町職員の皆様、今回の警報も含め昼夜を問わず御尽力されたことに、重ねて感謝申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

このたび、今回の災害を受け、改めて防災教育の重要性を鑑み、質問をさせていただきたいと思います。

質問事項、府中町の学校での「防災教育」について。

平成30年7月6日に西日本を中心とした豪雨により府中町でも土砂崩れなどの災害が発生しました。

その後、一旦天候が回復して復旧作業を進めている中、7月10日に榎川上流域からの土石流が寺山橋付近で越水し、本町地区、山田地区の町道や宅地に多くの土砂が流入して危険な状態となったため、多くの人たちが避難をされました。

これまでも学校ごとに、災害時にいかに行動すべきかなどの防災教育を行っておりますが、昨年、小学校5年生を対象に、学校ごとに体育館で防災訓練を行い、より大きな効果があったと思います。

また、今回の災害ボランティア活動では、高校生や中学生のほかに、保護者と一緒に小学校高学年の参加も見受けられました。

今回の経験を生かし、今後の防災教育をどのように進めていくのか、教育委員会のお考えを伺います

○議長（中村武弘君） 続いて、9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 皆様、おはようございます。公明党の益田芳子でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、このたびの7月の西日本豪雨により被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

そしてまた、多くの市町で台風や地震が発生し、甚大な被害となっております。いつ、どこで、誰もが災害に巻き込まれる可能性が年々高くなっております。何度となく繰り返される自然の猛威の中でも、いかに命を守ることの大切さを痛感しております。

そして、私たち大人の責任として何としても守らなければならないのは、これからの社会を担っていく子どもたちと思います。その思いで質問に入らせていただきます。

質問事項、災害に備える児童・生徒・教職員の知識向上へ。

質問趣旨、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に降り続いた記録的な大雨により、大規模な洪水や土砂災害が広範囲で発生し、避難の中で多くの犠牲者を出した西日本豪雨は記憶に残る水害となりました。

また、今回の災害では、ハザードマップの重要性として地域の地形や地質などから、洪水や土砂災害などを予測し、警戒すべき区域や避難ルート、居住地の危険度や区域外の避難所等、改めて認識された方が多くおられたと聞いています。

ハザードマップの作成、周知は2005年に義務化されて以降、自治体で取り組みが進み、洪水、土砂災害、土石流、がけ崩れの危険性が高い場所も記載され、本町でも全世帯に配布し、周知されていますが、実際には災害が起きない限り危険意識が薄れてしまいます。

学校においても、教職員、児童・生徒一人一人が日ごろから当事者意識を持って避難行動をする必要性や、自然災害を予測した警戒すべき学校周辺の避難ルートを認識

させることで、みずからの命を守りぬく自助や、弱い立場の人への思いやる共助を養う防災教育をされていることと思いますが、ここ数年、毎年のように特別警報が発令され、減災や防災対応力を着実に高めていかなければならないと考えます。

児童・生徒、教職員への防災教育の継続的な取り組みについて、以下5点伺います。

- 1、災害に備えるタイムラインの制定はあるのか。
- 2、地域の自主防災活動への取り組みについて。
- 3、災害発生時の自治体、地域、家庭との連携について。
- 4、ボランティア活動への学びについて。
- 5、教職員の防災士資格修得について。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 皆さん、おはようございます。教育部長です。14番西山議員、府中町の学校での「防災教育」についてと、9番益田議員、災害に備える児童・生徒・教職員の知識向上へをあわせて答弁いたします。

防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすもので、児童・生徒の発達段階に応じて、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて防災教育が展開されてるところでございます。

その防災教育のねらいは3点にまとめられております。

1点目といたしまして、自然災害等の現状、原因及び減災等についての理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して的確な思考、判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。いわゆる知識・思考・判断の育成でございます。

2点目といたしまして、地震、台風の発生などに伴う危険を理解、予測し、みずからの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにすること。いわゆる危険予測、主体的な行動の育成です。

3点目といたしまして、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること。社会貢献・支援者の基盤育成が3点目でございます。

以上の3点が防災教育のねらいとされております。

府中町の小学校では、校区内のハザードマップづくりを行って、災害時における適切な判断や行動ができるように学習し、防災キャンプなどを実施して炊き出し、避難所運営、それから災害支援者としての活動を学び、他者に対する思いやりの態度や互いに助け合う力、いわゆる共助を学んでいるところでございます。

西山議員の御質問にもありました防災キャンプ、これは小学校5年生でやっておりますけども、避難所訓練のほかに消火訓練、心肺蘇生訓練、段ボールベッドの作製、応急担架づくりなど、さまざまな訓練や体験活動を実施しておりますが、これらは自主防災会、あるいは社会福祉協議会などの地域の方々の協力を得ながら実施しているところでございます。この防災キャンプは、非常時には学校が避難所となることから、自主防災会にとっても、あるいは学校にとっても、有用な取り組みとなっているところでございます。

また、中学校段階におきましては、日ごろの備えや地域での防災活動の大切さを理解し、主体的に活動できる生徒の育成が求められております。地域における中学生への期待は大きいものがあります。

例えば、中学生が地域の防災訓練に参加することは、各学校で行われる防災教育の成果を実践する場として大変有効であり、地域の防災力の担い手となることが期待されるのではないかと考えております。

今回の榎川氾濫ですけども、これは授業時間中に起きた災害でした。自然災害はいつ、どこで、どのような災害が起きるかわかりません。在校時であれば学校管理下の教職員が安全確保を図ることになりますが、登下校時、あるいは家庭においては、基本的に児童・生徒は自分の命は自分で守るという、当たり前の行動を主体的にとらなければなりません。そうした行動がとれる力、生きる力を育成していくこと。それがまさに防災教育の大きなねらいではないかなというふうに考えております。

府中町の児童・生徒は、これまで経験したことの無い災害を自分の住む町で経験したことになります。今回の災害の経験を踏まえ、改めて自分の命は自分で守るということをしっかり考えることができたのではないかなというふうに思います。

さらには、日ごろの備えや地域の防災活動の大切さを理解し、主体的に活動できる児童・生徒を育成するという防災教育の必要性が再認識でき、これからも防災教育をしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、益田議員、5点の質問に答弁いたします。

1 点目の災害に備えるタイムラインの制定です。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ誰が何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画、いわゆる防災行動計画のことですけれども、学校においては学校保健安全法に基づく学校安全計画と危機管理マニュアルの策定が義務づけられているということと、地域の関係機関との連携に努めることが法令上定められてるところでございます。

したがいまして、教育委員会も学校もタイムライン、防災行動計画を意識した計画は策定しておりませんが、今回の災害を踏まえ、現在の危機管理マニュアルが実効性のあるものであったのか、有効に機能できたのかということを改めて検証し、必要に応じて見直しを図っていきたいというふうに考えております。

続いて、2 点目の地域の自主防災活動への取り組みです。

教職員が地域に出向いて自主防災活動に参加することは、教職員の本来業務ではありませんので教育委員会として積極的に推奨することはできませんけれども、職務ではなく自主的なボランティアとして参加することは、地域貢献活動としてあり得るのではないかなというふうに考えております。今回の災害においても、榎川氾濫の翌日から多くの教職員が地域の通学路の安全を守る取り組みとして土砂撤去に協力しておりまして、町内会などからも感謝の声を多く聞いているところでございます。

災害発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童・生徒の安全を確保するとともに、児童・生徒の安否確認、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことです。災害時には学校が避難所となり、避難所の運営については、町の防災担当部局が中心となって責任を担うこととなりますが、大規模な災害が発生した際には教職員も協力せざるを得ない場合も考えられます。その際には可能な範囲で教職員も協力していきたいというふうに考えております。

3 点目の災害発生時の自治体、地域、家庭との連携についてです。

防災教育は学校で実施するだけでなく、家庭や地域、あるいは関係団体の理解や協力を得ながら、計画的、組織的に実施し、家庭や地域の一員としての自覚を育てて、災害に適切に対応する能力を育成していくことが必要であるというふうに考えております。

例えば、学校で台風や地震などの自然災害が起きた場合の避難先や避難経路につい

て話し合うこと、防災に関連した講座や体験学習を行うこと、地域と学校の合同避難訓練を実施することなどが考えられます。

さらには、児童・生徒が地域の一員としての役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えていくことも必要です。こうした多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童・生徒の災害に適切に対応する能力の向上を促すのではないかなというふうに考えております。

4点目、ボランティア活動への学びについてです。

今回の災害では、榎川氾濫による土砂災害に町内外から多くのボランティアが土砂撤去の活動に参加され、町内の多くの生徒も暑い気候の中、一生懸命に作業のお手伝いをしました。子どもたちにとって、こうした活動に参加することも初めての経験でしたが、地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解して主体的に参加したその行動、思いというものは尊重すべきものであり、大事にしていきたいなというふうに考えております。

最後、5点目の教職員の防災士資格修得です。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のことです。平常時には、地域の防災啓発、訓練等を実施し、自主防災組織や消防団の活動に積極的に参加し、災害時には被災地支援などを行っています。この防災士はあくまでも自発的な防災ボランティアを行う民間資格になります。

ちなみに、平成30年7月現在、全国で15万2,675人、広島県で2,976人、府中町で53人が認証されてるということでございます。各学校に確認しましたところ、町内の教職員で修得した者はおりませんでした。

最後に、要求資料の3点について資料配付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

1点目の防災教育に関する教材「災害から命を守るために」というものが画像で添付しておりますけども、これは各学校で一斉防災教室を実施しておりますして、広島県の危機管理課が教材を作成したものです。画像では小学校低学年用というふうになっておりますけども、高学年用も中学生用も作成されておりますして、各学校の防災の授業などで活用しているというところがございます。

2点目は、学校ごとの防災教室の開催内容、講師等の一覧です。

3点目は、教職員の防災士資格者です。先ほど答弁いたしました、町内の教職員で修得した者はいませんでした。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 回答のほうありがとうございました。

実際、今回災害が起こりまして、先ほどもお話しさせていただいたように、子どもたちがいろんな部分で活動は参加したんですが、学校でのことしに入ってから防災教育はあったと思うんですが、防災訓練のほうができない学校もありましたので、ぜひ来年度実りあるものでそういう防災訓練を続けていただけたらという要望を出して、私は質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 続いて、9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 御答弁、資料、大変にありがとうございました。

今月の広報ふちゅうの表紙に多くの住民の皆様が関心を持たれ、災害に対する備えについての知識も高まっていると感じております。

住んでる地域の危険要因を知る、台風の接近、上陸により災害が発生する可能性、危険性がある時期にはもちろんですが、災害には予告を伴わない地震の発生や、本町で7月10日に発生しました水分峡上流からの土石流による榎川の氾濫、そしてこれから30年以内に起こると予測されている南海トラフ地震についても、子どもたちの命をいかに守るのか、これまでの災害をいかに教訓として生かさなければならないと思います。

そこで、3点お伺いをいたします。

先ほど答弁の中でタイムライン、事前防災行動計画は作成はされていないが、危険管理マニュアルが策定されているとの答弁でございました。タイムラインの導入につきましては、大変効果がある。そういったことも多く聞いております。

タイムライン導入の効果には、先を見通した早目の行動がとれる。不測の事態の対応に専念ができる。政府関係機関の責任の明確化ができる。防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止が図れる。また、災害対応の振りかえり、検証、改善を容易に行うことが

できる。既にタイムラインを導入した学校の声からは、役割が明確になり、町全体の役割分担がより明確になった。レベルに応じた対応が明記されているため、どの時期にどのような対策をとればいいのか、未然防止、早期対応等への具体的な対策が可能になったことが挙げられています。

しかし、西日本豪雨では想定を超える雨量に見舞われ、タイムラインがうまく機能しなかった例も見られたこともあります。住んでる地域、家族構成、年齢が異なることから、自治体だけではなく、地域、自分自身の行動計画を時系列で定めておくマイタイムラインをつくる動きも出始めています。ぜひ学校でも避難行動を時系列化するタイムラインを検討をしていただきたいと思います。

1点目の再質問でございます。

危険管理マニュアルの策定はされていますが、答弁にもありましたように、本当にこのマニュアルが万一のときに役立つのか、どういう形で検証するのか、検証作業には専門家が入るのかお伺いをいたします。

7年前の東日本大震災では、多くの児童が犠牲となりました。大川小学校の対応を例に挙げますと、津波襲来の7分前には広報車が津波が来ていることを告げていたが、児童は標高の高い山には避難しなかった。市が作成したハザードマップで大川小学校が津波の予想浸水地域外に立地していたことが判断理由の一つと見られています。学校と市の連携や、地域が一体となった協力体制がいかに大事であることを知らされた災害です。

2点目の再質問でございます。

学校におきましては、学校安全総合支援事業で、学校と保護者、地域住民、外部専門家らとの連携体制の構築を強く推進をしておりますが、学校職員による全体の協議、研修はどのように取り組みをされているのかお聞かせください。

次に、ボランティア活動への学びについてでございます。

ボランティア活動は、阪神・淡路大震災以降のボランティア活動経験から始まり、多様なボランティア活動がございます。これまで災害を経験していない人が、避難所で被災者のお世話をする、あるいは壊れた家の瓦れきを片づけるなどの災害ボランティアの形がボランティア活動だと思いがちですが、ボランティア活動の中には、災害時要支援者、高齢者、障がい者、子どもに対する救援ボランティア活動や、情報に関する被災者に生活情報の提供や、被災地以外に被災地状況を発信する情報ボランティ

ア、また予防ボランティアとして復興ボランティア、救援や復興のボランティアの経験や学びを生かした活動を平時に防災活動するボランティアなどの多様なボランティア活動がございいます。

今回も多くは被災地で自宅の中に入った土砂をボランティアの方たちが暑さとの戦いで一生懸命取り除く活動をされる姿を見て、活動に参加された児童・生徒もおられました。何よりも、ボランティア活動を通じて人とのつながりや地域で被災された方の生活を早くもとに戻してあげたい。そういう目的があります。その上で、基本となるボランティア活動に参加するための心得や服装、持ち物などの情報もしっかり学ばせてほしいと思います。

資料の中で教材等がお示しをさせていただきました。なかなかわかりにくい資料でございますが、防災教育の重要性が指摘される中で、防災教育に取り組む学校は少しずつふえてはいますが、日常の業務に追われる現実には、教職員の方、大変なことだとも認識をしております。

町内には、洪水ハザードマップ、府中町総合防災マップ、府中町各小学校区の土砂災害ハザードマップも作成をされているところがございますし、また各町内会の自主防災組織が作成しております防災マップもあります。

また、府中町に過去に発生した大正の洪水の歴史、砂防ダムが設置された経緯、水害記念碑があることさえ知らないのではないのでしょうか。防災関連の本もたくさん出版をされています。こうした最新の本なども図書室にぜひ置いていただきたいなど、そういうふうに思います。

また、資料的には本が多いんですけども、例えばDVDなど教材をするとか、教材を出すとか、なかなかこれは今まではない取り組みだと思っておりますが、ドローンを使って町を上から災害地域、そうした自分たちの危険区域なども映像に残して、そうしたことも子どもたちに見せることも効果があるのではないかと思います。

それから、教職員の防災士資格修得については、該当者なしということがありました。この結果につきましては、防災士資格を修得するには約10万円の費用がかかります。ぜひ町においてはこうした補助制度の支援を強く要望しておきます。

防災士修得につきましては、先ほど部長のほうからも日本防災士機構が実施しています防災士試験を行うことによって修得できるものでございます。広島県は、先ほど言われましたように2,976人がおられますけれども、都道府県内では広島では

20番目となっております。大変それぞれの地域において自主防災組織や小・中学校各事業所で防災士の修得や活動の動きが広まり、災害時に発生するさまざまな対応について、専門に学ぶ必要があると認識されている傾向があると思いますので、こういったことも踏まえて防災士に意欲を持たれる防災教育にぜひ期待をしたいと思います。

最後に、3点目の質問でございますが、小・中学校での安全教育や安全管理、家庭、地域との学校安全に関しては、防災教室の開催を見ても、各小学校大変ばらつきが見えます。統一した学校安全の推進をお願いしたいことと、それから防災教室などこうした災害を学んだ後の児童・生徒の意見、どういうふう感じたのか。そういったことも調査をしていただきたいと思います。今までにこうした調査を実施されたことがあるのか。

この点につきまして3点お伺いをいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 3点ほど御質問がありました。

まず、1点目の危機管理マニュアル、タイムラインを意識した防災行動計画はつくってないけども、危機管理マニュアルの検証をどのようにするのかということなんですが、いろんな学校を取り巻く安全には、自然災害だけではなくて、例えば通学上の通学路の安全確保もありますし、不審者が入ってくることもありますし、あと交通事故もありますし、多様な安全教育にかかわる危機管理マニュアルをそれぞれつくっております。それは統一的なものではないんですが、学校のそれぞれ地域の実情等を踏まえながら、危機管理マニュアルというのをつくっております。

文科省のほうからも危機管理マニュアル作成の手引きというものを示されておりますので、こういったものも参考にしながら、あるいは学校のまずは先ほど答弁申しましたように、今回の災害を踏まえて危機管理マニュアルがきちんと実効性のあるものであったのか、機能したのかということを検証するために、やっぱり学校の意見というものも実際どういう行動をとったのかということも踏まえながら、必要に応じて見直しというのを図っていかなきゃいけないなというふうに思っております。

いろんなものを参考にしながら、これからちょっと検証というのを学校のほうに指示を出しながら、教育委員会も一緒になって取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の教職員の研修ということなんですけども、当然学校の中でこういう危機管理マニュアルを意識しながらの研修というものもやっておりますし、校内研修という形でもやっておりますし、あるいは町のほうでは用意できないんですけども、県の教育委員会のほう、教育センター等で実施される安全教育、防災教育に関する研修というのも実施しております。

これは管理職にかかわらず、一般職員も含めて研修を実行するような仕組みにはなっておりますので、そういう形で広く情報収集しながら、他市町、他県のいい事例があれば、そういうのを参考にしながら研修というのもしっかりやっていかないと、不断の見直しというのが必要なので、やはり研修というのは引き続き継続的にやらなきゃいけないということとともに、やはり当事者意識といいますか、自分の町でも起こる、自分の学校でもこういうことが起こり得るということをきちんと意識しながら、他人ごとではなく意識しながらしっかり主体的に研修、教員研修というのを取り組んでいきたいなというふうに思います。

当然、益田議員おっしゃいますように、教材のほうも市販のものも含めて、あるいは文科省のホームページのほうにもたくさん教材が、この安全教育にかかわってのサイトもありまして、そこも参考にしながらどういった教材ができるのかということもあわせてちょっと研究をしていきたいなというふうに思います。

それから、防災教室。各学校で確かに資料でお配りしましたように、学校によってばらつきがあるというのは事実でございます。その中で、確かに防災教室やるだけじゃなくて、確かに事後研修ということで児童・生徒の気持ち、意識がどういうふうに変ったのかということもあわせてやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

それは授業の終わった後にアンケートをとるとか、感想を聞くとか、感想文を書いてもらおうとか、いろんなやり方あるのかなと思いますけども、ただ単に一方的に児童・生徒に知識を与えるだけの防災教室ではなくて、やっぱり自分が先ほども答弁しましたように、自分の命は自分で守るという、主体性を育てるという意味においても、やはり当事者意識を持つ。教員もですけども、児童・生徒も当事者意識を持つということ踏まえるためにも、こういう防災教室終わった後にはしっかり検証作業というものもやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

以上でございます。いいですか。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） ありがとうございます。大事なことは、本当に身近に起こる災害にどれくらいの知識があるか、残っているか、そういったことだろうと思います。

今から10年前の2009年12月に和歌山大学教育学部が実施をしました防災教育プログラムで、和歌山県北部の児童・生徒・学生に行った防災教育意識調査がございました。

例えば、小学校では、家庭での防災対策で家庭の家具の転倒防止がされているか。非常食の備蓄、医薬品の備えがあるか。住んでいる地域のハザードマップや防災訓練を知っているか。あなたの親は地震や災害に対してどう考えているか。

学校での防災教育では、避難訓練以外での防災教育について、防災教育のイメージはどんなものなのか。何に関心を持ち学習したいか。災害について、小学生の段階で日ごろからどんなイメージを持っているのか、感じているか。

中学校では、防災教育を学習したことで、興味がわく内容なのか。また、どんな防災教育を学びたいのか。防災教育に対して興味がわからない理由は、自分の周りでは災害が起こらないから。受けたけど意味がないから。そういったことも挙げられております。

防災教育の改善などのことから、ぜひ防災アンケートの結果からは、小学生は防災教育を学びたい。その中で一番高かったのは、家に何をどのくらい備蓄するのか。防災や地震に興味がない。

中学生。教師を含め、みんなやる気がない。毎回同じだからおもしろくない。面倒だ等さまざまな正直な検査結果も出ております。

また、防災訓練につきましても、訓練等も学校行事としてではなく、公共の場を使った訓練。例えば、コンサートの中での避難訓練なども行うべきではないかなと、そういうふうに思います。

そして、避難所体験型の訓練も必要と思います。体験型の訓練として、全国では避難所運営のHUGについて学んでいます。このHUGの意味は、Hは避難所、Uは運営、Gはゲームの頭文字を取ったものです。英語でHUGとは、抱き締めるという意味があります。避難所を、優しく抱きかかえる避難所のイメージと重ね合わせて名づけられました。

もし自分が避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事にどう対応すればいいのかを開発したものでございます。避難者の年齢や性別、それぞれに抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立て、平面図にどれだけ適切に配置できるか、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームでございます。

こうしたゲーム感覚でのHUG体験を教職員、児童・生徒が実際に体験でき、話し合いをしながら避難所の運営の訓練など、ぜひ防災力を高める取り組みが必要だと思います。

最後に、防災に対する意識調査をぜひしていただきまして、児童・生徒の教職員の意識を高めるための行動をしていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 答弁要りますか。いいです。

以上で、第1項、府中町の学校での「防災教育」について、14番西山議員、9番益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、児童・生徒への町の歴史教育について、5番繁政議員の質問を行います。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 皆さん、おはようございます。

まず最初に、先ほどから2人も言われましたが、私も言うとかんとどうしても府中町でも大きな災害が起きましたので、西日本の豪雨被害に遭われた方に本当に心からお見舞いを申し上げ、私たちも町長と一緒に県のほうに陳情したり、できるだけ力を出して頑張りたいと思いますので、被害に遭われた皆様も元気で頑張ってもらいたいということを一言言っておきます。

それでは、質問に入ります。

児童・生徒への町の歴史教育についてお尋ねをいたします。

町内には、多家神社の宝蔵や下岡田遺跡、新府中音頭など、有形無形を問わず多くの文化財があります。これらは町にとって貴重な財産であり、長い歴史の中、今日まで守り伝えられてきたこのような文化財が身近にありながら、今、子どもたちがその由来までは知らないことが多いと思います。

自分の住んでいるまちの歴史や文化を知ることで、町に興味や愛着を持ち、興味や

愛着を持つことでさらに学び、子どもたちは学んだことを誰かに話したい、次の世代に継承していきたいと思うのではないのでしょうか。

子どもたちが歴史や文化を伝承することは、将来の府中町にとっても大変重要なことだと思いますが、教育委員会は、児童・生徒に対し、町の歴史や文化を教えるだけでなく、伝承することを含めた教育をどのように取り組まれていますか。

そして、限られたカリキュラムの中で、今後、どのように発展させていきたいと思っていられるかお伺いいたします。

そして、質問はこれなんです、せんだっての災害で中学校と高校の生徒が本当にボランティアを一生懸命やってくれましたね。知ってる。

それで、私は時々中学校や小学校へ行ってちょっと話をさせてもらうことがあるんです。生徒たちに。そのときにたんびに言ってたのは、今から13年ぐらい前ですかね。江田島で水道管が何か破裂したか何か、そういう大きなことがあって、それで水は全国から愛の水って言ってテレビやら新聞にも出たんですが、すごくペットボトルを送ってきたんですが、その江田島はミカンのところじゃから、あの山の上のほうに住んどるお年寄りが多いので、そこに持っていく水をどうやって持っていこうかいう、行政のほう、みんなもどうするかねいうて話をしよったら、中学校の生徒が僕らがいつも通る町じゃし市じゃけね、江田島、今市になっておりますが、だから僕らが持っていく。私たちが持っていく。おいこに負うたりいろんなことをして、おじいちゃん、おばあちゃんのところへ全部持ってったっていうのが新聞に出てね、みんなよく知っとる。広島の子はすごいね。ボランティアよくするんじゃねっていう話をたんびにしてたんですよ、私。

ほいじゃけ、今からみんなの力を何かがあったときにはかしてもらいたい。こういうことが江田島で、江田島の中学校の生徒はやったんよいう話を、話をしに行ったらいつもさせてもらってんよ、それだけはね。何かどこかで役に立つんじゃないかなと思って。

それと、消防団のほうにも、消防署のほうにも言うてったんですが、出初め式に中学校の生徒も参加するようにしてやってほしいと。子どもたちが鼓笛で来たりするんじゃなくて、中学校の生徒がああ厳肅なる式を見ると、感動して僕も大きくなったら消防へ入ろうかなと思うようになるんじゃないかなと思ったもんですから、たんびに言うとりんです。たんびに言うても聞かないんです。私が今回はそのこともちょっと

あわせてよう言うとかんと、本当にもうたんびに言うんじゃけど、たんびに来とらんじゃろう、中学校の生徒がね。今度は来るようにしてもらいたいし、やっぱりここに言うたように何遍も同じことを言うて、継承し、伝承していくということは必要ではないかと思いますので、よろしく答弁お願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 5番繁政議員、児童・生徒への町の歴史教育について答弁いたします。

府中町は、「府中」という名が示すように、平安時代から鎌倉時代にかけて、安芸の国府が置かれていたと言われております。また、日本遺産への登録認定を目指している神武東遷の道にゆかりのある多家神社など、多くの歴史遺産に出会える町でもあります。また、牛祭り、亥の子、とんどなど、年中行事として古くから府中町に伝えられている伝統文化もあります。こうした町の文化を知ることだけではなく、後世に伝えていくための学校教育の役割、非常に大きいというふうに考えております。

教育委員会では、小学校の副教材として「わたしたちのまち府中町」、こういった教材を独自に作成しております。3年生の社会科では「今に残る昔と暮らしの移り変わり」ということをテーマに学習しているというところでございます。

また、6年生の総合的な学習の時間では、「歴史発見、我が町府中」をテーマに校区内にある遺産、文化財などをめぐるフィールドワークを実施したり、ゲストティーチャーを招いて地域に伝わる民話等を聞く学習のほかに、町立歴史民俗資料館に出向いて町の歴史を学習する取り組みを継続的に行っているところでございます。

さらに、府中町の文化でもある新府中音頭を地域の方に御指導いただき、運動会など発表する取り組みも行っているところでございます。

府中町で生まれ、育ち、学んだ子どもたちが府中町のよさを語り、府中町に愛着心を抱き、府中町を担う人材を育成するための教育は、学校教育だけではなく家庭も地域も含めたオール府中町で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

府中公民館とともに建てかえ、複合化される府中町歴史民俗資料館、平成34年に開館の予定ですが、現在、展示設計、基本設計を進めているところでございます。府中町への愛着や誇りを持ち、町の魅力を高めていくための拠点施設として考えておりまして、府中町の姿を概観し、府中町の自然について確認し、古代から現代までの

府中町のあゆみを確認するテーマで展示し、多角的に学べる構成とするよう計画を立てているところです。

このリニューアルする府中町の歴史民俗資料館は、府中町の歴史や文化を後世に伝えていくための重要な拠点となりますので、学校教育のみならず生涯学習においてもしっかり活用できる施設整備を進めていきたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 答弁はいただいたんですが、重ねて言いますが、小・中学校の児童・生徒への教育は、今「わたしたちのまち府中町」、5年生言うちゃったかいね。全員が持ってる。3年生。そうやってやってくださってるのはよくわかるんですが、町の歴史を学んで、町の財産。それが一緒にこの前東小学校の先生がね府中町をずっと歩かれたんですよ。先生、校長先生を筆頭に。

なぜそれをされたかいうたら、校長先生が担任の先生も全部歩いちゃってね、そのときに私におっしゃったのは、「ええ、こんなところから生徒が来よるんですね」って驚いとっちゃった。それから、歩きながら、これ首洗いの池とかいうのがあるじゃないですか。「ここなんですよ」言うたら、「ああそうですか。言葉では聞いたり資料では見たりしとるけど、歩いてみたらこんなにきれいな池なんですね」言うてね、すごく喜んどっちゃったし、それから辻の道祖神なんかね、辻の道祖神のいわれなんか知っとっちゃないじゃないですか。あれね、いぼ落としさんって言うんよね、昔から。「先生、これいぼ落としさん言うてね、いぼができればここのポンプで水ちょっと足してね、ポンプで水を出してね、そのきれいな水で手を洗ってちょっと口もすすいで水でいぼのところへね、「いぼ落としさん、いぼ落としさん、このいぼを落としてください」いうてその水をつけて、それから右なと左なと帰るんじゃろうけど、帰るときに後ろのほうから「繁政さん」いうて言うちゃっても、後ろ振りかえっちゃつまらんのよ。後ろ振りかえたらもう一つもらうようになるんよ」言うたらね、「ええ」って「そんなことがあるんですか」って、「それはあるかどうかわからんけど、そういうでずっと言われてきとるんですよ」言うたら、「ああ、そうなんなんですか」言うて、あの道祖神なんかね、辻の道祖神なんか、先生たちあっこは通るんだけど全然気がつかんかったいうてね、私東小学校の前の校長先生ね、焼山帰っちゃたで

しょう。その校長先生が筆頭になってずっと連れて歩いちゃったんです。それで、資料館にも寄って、資料館の昔の糸車じゃ、縄をつくるあれじゃいうのを聞いて、先生たち若い先生が多いから、びっくりしとっちゃったんですよ。

ですから、やっぱり生徒もそういうことも必要ですが、先生もやっぱりみんなに歩けというのは無理かもわかりませんが、それはもう東小学校の校長先生がすばらしかったと思えましたよ、あのときね。先生たちもみんな自分が歩いてみて、やっぱり東小学校へここから校区で来よるんだいうのを知られて、これは本当大変なんだよね。やっぱり狭かったり危なかったりね、自動車があれでね。そういうことをされるのも私、先生の教育じゃありませんが、そのことは先生がよく知つとられると、子どもに教育する上で伝統文化ということを知ってからやられるといいと思いますよ。

新府中音頭を教えに行かせてもらっても、ただ教えに行くだけじゃないんですよ。「町のお花は何」って聞くんですよ。そうすると、よう知つとりますよ。みんな知つとってよね、ぽかんと、議員さんじゃけ。だけど、みんなだつと手を挙げてからね、「ツバキ」って言うんです。「町の木は何、町木は何」って言ったらね、みんな考えるんですよ。中学校の生徒さんでも小学校の生徒さんでもね。「クスノキですからね、じゃけくすのきプラザいうのがあるじゃろう」言うたら、「うん」言うてね。

そういうのを初めに教えて、それから今度ディズニーの社長さんが面接をされたときに、残った子、もう面接を受ける子に、自分の町、自分の県で、自分がこのことならPRできるとかよく知つとるとかいうのがあったら言うてみてくれいうて言うちゃったらいいですよ。そのときに佐渡の子が「佐渡おけさ」歌うたか何かでね、そういう子は採用になるわね。

じゃけ、うちが言つとくんよね。新府中音頭でも全部皆歌詞を覚えとるんですよ、6番まで。あれから歌詞全部覚えとるよ。踊りをしよるもんでも覚えてないのに子どもは全部覚えてね、「6番だけでも歌えたらね、これすばらしいことじゃけね」言うたら、全部覚えとります。

子どもいうのは、やっぱり興味津々ですごくやる気いっぱいですから、今一生懸命種をまいて栄養をあげて育てていくと、すばらしい府中町の子に育つと思うんですよ。ですから、あえてこのことを出してみさせてもらいましたので、その点を今度は教育長さんがこれからどういうようにこの子どもたちに教育をし、児童・生徒にいい資料館ができますから、教育長さんの考えを聞かせてもらいたいと、伝承についてね、町

の歴史、文化の伝承について、教育長さんの考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 5番繁政議員から町の歴史教育をどう進めるのかということについて、少し話を聞かせてほしいということでございますけれども、学校教育で行っております歴史教育というのは、特に小学校では大きく2つ分かれております。

1つは、先ほどもお話がありました3、4年生の段階で地域の歴史、これを主に学習することです。教科書ということになると、地域の教科書ありませんから、副読本をつくっているということでもあります。

この副読本は、学習指導要領に基づいてつくっておりますので、3、4年生といいますと、発達段階からいいましても昔っていうとおじいちゃん、おばあちゃん、それぐらいで、ある程度想像できるところぐらいまでなんです。そういうところで、先ほどおっしゃいましたように、昔こんな生活をしてたよとかいったようなものが中心になっているかなというふうに思います。民家であったり、糸車の生活用品であったり、ともし台があったりとか、そういったようなものを見ながら想像していくといったようなことでもあります。

それから、もう一つが6年生、高学年になって行います通史的な歴史であります。ただ、通史的とはいっても、まだまだ発達段階で言いますと、なかなかずっと通史といっても、これはまた中学校の中で世界史との関連の中で中学校ではやっていきますので、そのところは小学校では主な人物であるとか、そういう主な建物とか、そういうものを取り上げながらその時代、時代を想像していくといったような学習をしております。

そして、中学校では今申し上げましたように、古代から近現代までの歴史事象、こういったようなことを世界史と関連づけながらやっていくといったような中身でありますけれども、いずれにしましても歴史教育というのは、その時代、時代を生きてきた人たちの願いがどういうふうに次の時代へ伝わり、さらにそれが次の時代でどう生かされて現代につながっているのかということを知っていく内容だというふうに思っております。そういう意味では、そういうことを知ることによって、これからの社会のあり方であるとか、自分の生き方であるとか、そういうところをしっかりと学んでいく。そういったような中身であろうと思います。

そういう中であって、地域にある文化財というのは、地域の中でのそれぞれの人たちが生きてきた大きなあかしでありますので、それをきちっとやっぱり学んでいくということが大事なことであろうというふうに思います。発達段階に応じて、3、4年生であれば、それこそおじいちゃん、おばあちゃんのそういったような時代、どんなような生活をしてどんな思いで生きてきたのか、その時代の生活の状況を知っていたり、その中で、それから高学年になりますと、先ほどちょっと答弁の中でもありましたけれども、総合的な学習の時間等を活用して地域のフィールドワークをしたり、地域のさまざまな学びをしていくということであろうというふうに思います。

きのう、土曜日に、ここで「椿ランド」というのを府中中学校が行いましたけれども、その中ではささらが池の紙芝居を子どもたちにしていました。中学生がみずからつくった紙芝居を園児たちに読み聞かせている。こういったようなこともやはりこの地域、府中をやっぱり知っていく一つの大きな取り組みかなというふうに思います。子どもたちが学んだことを次の世代に、次の子どもたちへ伝えていくといったような活動も確かに大事なかなというふうに、それを見ながら私も感じたところであります。

そういったような思いで何かたくさんのことを言いましたけれども、府中の歴史教育、やっぱりこの地域を一つのベースにしながら子どもたちが学んでいく取り組みということが本当に大事だろうというふうに思っております、特に先生たちがやっぱりよそから来た先生たくさんいらっしゃいますから、教職員のフィールドワーク、教職員みずからがまず地域を知るところからやってほしいなといったような思いもありますので、ぜひそのためにはまた資料館というのは大きな力になってくるかなというふうにも思いますので、また議員さんの力をまたかしていただきながら、歴史教育も進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） さっきおっしゃった中学校の生徒がささらが姫の紙芝居をつくって小学校の生徒に。これが必要なんですよ、これが。こういうことができる中学校の子どもたちを育てにゃいけんと思います。そのためには、やっぱりいい資料館が今度できますので、資料館でボランティアガイドができるぐらいに育てていてもらいたいなと思います。

できることは私たちも応援しますし、何か資料が欲しかったら私たちも持ってまい

りますので、そこの資料館にシルバーの人がボランティアガイドされるのではなく、よその県でも町でも中学校の生徒がボランティアガイドをしたりしておりますから、とってもかわいいしね、とっても上手にやってくれるんですよ。

ですから、府中町もあのようにして説明、府中に行くと中学校の生徒や小学校の高学年がそんなことをしてくれるんだといってね、府中のやっぱり、何か府中は楽しいとこみたいになりよるけ、楽しい町にしたい。町長いつも言ってやね、住んでよかった府中町にしたいという、そういうことから始めていかれるといいと思うんですが、その答えだけいただいて、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 歴史民俗資料館のボランティアガイド、大人だけでなく子どももそういう役割を担うということは、繁政議員おっしゃるように府中町への愛着心、これを高めていくため非常に期待できるのではないかなというふうに思います。リニューアルされる歴史民俗資料館の取り組みの一つとして、一つのアイデアとしてしっかりこれから考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第2項、児童・生徒への町の歴史教育について、5番繁政議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ここで休憩をしたいと思います。再開は10時50分。休憩。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時50分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 続いて、総務文教関係、第3項、バリアフリー教育を進めるために、9番益田議員の質問を行います。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 2回目の質問でございます。

2020年東京オリンピックとパラリンピックを契機に、障がい者とそうでない人

たちの心のバリアフリーを考えようという取り組みの中で、障がい者だけでなく男女、子ども、高齢者、外国人、そして家庭、学校、職場、地域と、あらゆる中でのコミュニケーションのとり方、心のバリアフリーが必要とされています。

質問に入ります。

バリアフリー教育を進めるために。

政府は、2016年7月に2020年東京オリンピック、パラリンピックを契機に「ユニバーサルデザイン2020」の中に、「心のバリアフリー」に関する中間の取りまとめを公表しています。

具体策としては、2020年以降の学習指導要領の改訂で、道徳を中心に「思いやりの心」を大切にすることや、障害者差別解消法などの社会の仕組み、障がいのある人への接し方などを学ぶ指導教科書を充実させ、音楽、図画工作、美術、体育など、これまで一部の学校で実施されていたバリアフリー教育を全ての児童・生徒が体系的に学ぶことになるとされています。

さらには、障がい者との交流や活動を深める授業に、障がいのある芸術家やスポーツ選手を講師に招いたり、特別支援学級の児童・生徒と一緒に授業を受けることも想定にコミュニケーションを通じた体験の中から、「心のバリアフリー」を進めようとしています。

本町でも障がい者に対するさまざまな取り組みを通じて、障がい者の方々との交流を企画されているところですが、これまで地元で開催される障がい者の集いや音楽の祭典などに積極的な参加が全体にも少なく感じます。

ぜひ本町がこうした「心のバリアフリー」の先進的な学校となるように、社会福祉協議会等のネットワークを取り入れていただき、教員研修の充実強化を進めていただきたいと思います。

現在、「心のバリアフリー」への取り組みや、今後の計画がありましたらお聞かせをください。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 9番益田議員、バリアフリー教育を進めるためについて答弁いたします。

平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられ、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために政府が行うべき施策が取りまとめられました。その「心のバリアフリー」を実現するためのポイントとして3点が示されております。

1点目、障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。2点目、障がいのある人への差別、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供、これを行わないよう徹底すること。3点目として、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培うこととされております。障害者差別解消法やその基本方針に定められた趣旨とも合致するところでございます。

その行動計画に示された学校教育における具体的な取り組みとして、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちが頭で理解するだけでなく、感性として「心のバリアフリー」を身につけていくことが重要であることが示されております。

また、子どもへの教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要であり、同時に大人自身が変わっていく姿を見せることで子どもたちに教えていくことも重要であることも示されております。

平成29年3月に告示されました学習指導要領の総則には、「障がいのある幼児、児童、生徒との交流及び共同学習の機会を設け、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」、あるいは特別活動の中には、「協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること」が具体的に示されてるところでございます。

府中町の学校におきましては、普通学級と特別支援学級との交流学習、具体的には音楽、体育、図工などの授業を一緒に合同で実施すること、あるいは遠足、社会見学、宿泊学習などさまざまな学校行事やお楽しみ会などの学級活動、これを一緒に行うなどの共同学習を中心に取り組んでいるところでございます。

また、中学校では、日ごろの学習成果の作品を展示したり、カフェを開いて多くの地域の方々との交流を深めている取り組みも行っているところでございます。

府中町における心のバリアフリー教育は、現時点では具体的な計画はありません。

障がいのある人やその支援等に係る社会福祉協議会などとの連携やネットワークは、まだまだ十分にできてないところがございます。学習指導要領に新たに示されたことも踏まえながら、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ場となるよう、学校に対してはより積極的に取り組むよう、指導していきたいというふうに考えております。

答弁は以上です。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。

心のバリアフリーとは何でしょうかと言われれば、差別や排除をなくし、障がい者に対して周りの人が気遣って適切なサポートをすることであり、障がいがあってもなくても、人として違いや特徴が、性別や生まれた国や年齢などさまざまな違いがあったとしても、相手の立場を想像したり共感したりすることができるかどうか。このことを高めていくことが心のバリアフリーの発想です。

日本では東京オリンピック、パラリンピックを契機に、障がい者とそうでない人たちの心のバリアフリーを考えようという取り組みが今後多くの自治体で進められていくと思いますが、ただ障がい者に優しくするといった問題だけではなく、もっと社会的な取り組みが必要になったとき、子どもたちに何を教えていかなければならないのか。具体的には、子どもたちに障がい者と身近に接する機会を提供すること。例えば、イベントや奉仕体験などが効果を高められると言われております。

そのためには、教員研修の充実や、子どもたちに多様な人と接する機会の提供です。2020年8月25日に開幕します東京オリンピックまで2年。多くの人に障がいスポーツの魅力を知ってもらおうパラリンピック競技が東京や千葉、埼玉、静岡を中心に8月25日に開催され、車椅子を使ったバスケットやフェンシング、自転車競技などもありました。

ことしの3月21日に、府中町でも社会福祉協議会が主催の車椅子で運動会をやってみようというイベントがくすのきプラザの大アリーナで開催をされました。障がいスポーツは誰にでもできるスポーツですが、専門的な指導者もおられます。こうした取り組みに場所の提供はもちろん、児童を積極的に参加をしていただきたいと思いません。

再質問の1点目、アスリートとの貴重な出会いが持てる夢の教室を取り入れてる自治体は、166市区町村にありますが、本町ではこうした夢先生などの授業から夢を持つことや仲間と協力することの大切さなどを学ぶ取り組み予定はないのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 障がいを持つ人、持たない人、多様な交流をしていくということは大事であるということは、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけども、夢の先生、教室というものを十分ちょっと把握をしておりませんので、しっかりどういう取り組みやってるのか、どういう効果があるのかということ踏まえながら、しっかりちょっと研究をさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますけども、感性として心のバリアフリーを身につけていく。このことが重要で、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互にお互いに人格、個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会、共生社会を実現していくということが大事でありまして、物理的なバリアフリーだけではなくて、心のバリアフリーというものも一緒に取り組んでいくことが必要なので、そのことが社会全体のバリアフリーを進めていくことの一番重要なポイントではないかなと思いますので、今後ともしっかり学校教育の中でも取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 教育長。

○教育長（高杉良知君） 今の夢先生について、今後検討していく予定はあるのかという御質問ですけれども、ちょっと今話もありましたが以前御質問いただきまして、この夢先生の取り組みにつきましては、教育委員会でも一時ちょっと検討したことがございます。

この取り組みは、今府中町で進めております志の教育、いわゆる志を持ってチャレンジをした、そういう人たちと子どもたちとの出会いの場をつくろうということで、現在中学校の2年生を対象にこれから進路へ向かって取り組んでいく、そういう前に、そういう人と子どもたちを出会わせていくという事業を行っております。これは相通ずるものがあるのかなというふうに思っております。

府中町でやってるのは、それに誰でもいいということではなくて、やはり府中にゆかりのある方ということの一つの、府中でやっぱり生まれ育ち、頑張っている人、そ

ういう人と子どもたちを出会わすといったような取り組みを行っております。

そういうことで、ただ益田議員がおっしゃるような障がいを持った人との出会いということについては、まだ十分にはできておりませんが、そういうところも視野に入れながら、この志の教育は進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 子どもたちには将来オリンピックや、そうしたパラリンピックに参加できる、そういった夢を持った、オリンピックにぜひとも参加できる、そういったことも推進をしていただきたいと思っております。

最後の質問は要望が多いんですけども、障がい者による文化芸術の創造や鑑賞などを促進する、障害者文化芸術活動推進法が成立をいたしました。障がい者の文化芸術は、活動の推進は国や自治体の責務であると明記されており、特に障がい者による文化芸術活動を協力的に後押しをする視点では、専門的な教育を受けていない障がい者が独自の発想で表現した芸術作品が国内外で大きく注目されるケースも少なく、作品を正当に評価されない。福祉施設や公共の場においても放置されることも多いと言われております。

本町でも年に1度、2月にくすのきプラザギャラリーで開催されています、特別支援学級の「ともに展」がございます。この展示会場の設営や開催中の招待や案内は、誰が担当なのでしょうか。開催中、ほとんどの受け入れをする人も誰もいない会場で、大変寂しく思います。こうした展示もギャラリーでなく、多方面にも働きかけ、再度展示をしていただける機会をぜひお願いをしたいと思います。

そして最後に、2015年の今から3年前になりますが、2月に文部科学省特別選定に指定されましたドキュメンタリー映画、「みんなの学校」を紹介をしたいと思います。

映画「みんなの学校」の舞台となったのは、大阪市立大空小学校です。この学校には特別支援学級がなく、全校児童は毎年平均で260人。その中で特別支援の対象となるのは、30人から40人。知的障がい、自閉症、発達に障がいのあるとされる児童、前の学校で不登校で転校してきた児童とさまざまでございます。その学校で2006年の開校時から木村校長と教職員が掲げた、全ての子どもの学習権を保障する学校をつくるという理念で、みんながつくるみんなの学校を目指し、全ての子ども

が同じ場所で同じ環境で学び合っている。そんな様子が映し出された映画が各地で大きな反響を呼んでいました。

その中でたった一つの約束として、自分がされて嫌なことは人にしない、言わないを約束。しかし、守れない子どももいました。全ての子どもの学習権を保障するのは、大空小学校だけではなく全ての公教育にあると思います。地域の学校のさまざまな環境で育つ子どもが誰でも安心して学べる。多様な人たちがいる社会で人と人がともに生き、自分らしく生きていけるようになるための学びを実践されている学校です。ぜひ児童・生徒にこの映画を通じて心のバリアフリーを感じ取ってもらいたいと思います。

現在、木村校長は退職をされて、講演活動もされておいでと聞いております。要望といたしまして、ぜひこの映画を子どもたち、教職員に見せてあげたいなど、そういうふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。

先ほど言いましたくすのきプラザのギャラリー展で開催をされております、そういった「ともに展」。それに関する事で、今言いましたように大変人けのないところで展示をされておりますので、そういったことも今後検討していただきたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 先ほど益田議員がおっしゃいました「ともに展」というのは、緑ヶ丘中学校、それから府中中学校、両中学校の特別支援学級の作品を展示してる場所なんですけども、企画展示等は特別支援学級の教職員が中心となって行っております。

ただ、益田議員御指摘のように、期間を一定程度定めて展示してるんですけども、時間帯等によってはなかなか人が少ないということもありましたので、しっかり学校だけではなくて、地域のほうにもしっかりPR今後していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第3項、バリアフリー教育を進めるために、9番益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、学校における教員の働き方改革について、1番岩

竹議員の質問を行います。

1 番岩竹議員。

○1 番（岩竹博明君） 学校における教員の働き方改革について質問いたします。

学校の多くの教員は、府中町に限らず高い専門性を有し、児童・生徒への教育に献身的に携わり、高い成果を上げていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

そのような中、文部科学省が平成28年度に実施した「教員勤務実態調査」によると、教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況であることが多く報道され、ストレスにより休まざるを得ない者も多く出ていると聞いております。

そこで、府中町の学校の教員も同じような実態かと思いますが、教育委員会として具体的に把握されているでしょうか。

学校では、基本的に教員が担わなければならない業務がある一方で、必ずしも教員が担う必要のない業務や、教員以外の者が担うべき業務も多くあるのではないかと思いますし、教員への過度な期待のあらわれとして、教員の負担がふえ続け、それが長時間勤務を強いる状況に陥っているのではないのでしょうか。

教員が本来担うべき業務である授業などの学習指導や生徒指導などに専念し、集中できる職場環境を整備していくことが急務かと思いますが、教育委員会としてどのような取り組みを進めてきたかをお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 1 番岩竹議員、学校における教員の働き方改革について答弁いたします。

文部科学省が平成28年に実施しました教員勤務実態調査によりますと、教員の平日1日当たりの校内での勤務時間、これは持ち帰りの業務時間は含みません。小学校で11時間15分、中学校で11時間32分でした。1日当たりの勤務時間は7時間45分ですので、小学校で3時間半、中学校で3時間47分の時間外勤務となります。

稼業日を20日と単純計算しても、それだけで70時間の時間外勤務となり、これに週休日の部活動指導、持ち帰り勤務などが加えられるので、80時間が目安とされる過労死ラインを超える教員は相当いるのではないかなというふうに思っております。

府中町では、今年度から業務改善に係る研究指定校4校において、教員の在校時間、これは入退校記録をパソコンで処理をして記録しておりますけども、それで確認をしておりますして、平成30年4月の時間外勤務で80時間を超えてる者は、小学校で76人中10人、13.2%、中学校で72人中35人、48.6%でした。このように、府中町の教員も他県、あるいは他市町の教員と同様に時間外勤務が多く、看過できない深刻な状況であることは間違いございません。

時間外勤務が多くなってる要因といたしましては、小学校では学級担任制で1人の教員が担う業務が多く、給食の時間も指導を行い、児童の休み時間も児童と一緒に活動し、安全への配慮も行っていることから、休憩時間が確保できず、連続勤務とならざるを得ず、授業準備を勤務時間内に行うことが難しい状況にあります。

中学校では、生徒指導や進路指導に係る業務の負担が大きく、加えて補習、部活動指導に係る時間も長いことから、授業準備の時間を確保することが難しいという状況にあります。

また、授業以外の業務も一定程度ありまして、保護者やPTA、あるいは地域との連携、通学路の安全確保などさまざまな業務も担っております。

さらに、不登校や特別支援を要する児童・生徒の対応など、心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案もふえ、教員だけで対応することが質的な面でも、あるいは量的な面でも難しい状況になっております。

府中町では、平成29年度から文部科学省の学校現場における業務改善加速事業を受託しまして、子どもと向き合う時間を生み出し、その時間を教材研究、授業開発のために用い、授業改善によって教職員の授業力を高め、授業を通じた子どもとの信頼関係を構築し、さらには保護者や地域、教職員間の信頼関係も高めることを目指して取り組んでいるところでございます。

具体的には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった外部専門家や教務事務を支援するスタッフを積極的・重点的に配置して教員が本来担うべき業務に集中できる環境を整備するとともに、中学校の部活動休養日、あるいは夏季一斉閉庁日を設定して教員が休みやすい環境も整備しているところでございます。

教育委員会といたしましては、このように教員の長時間勤務の要因を見直し、疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないようにした上で、児童・生徒に向き合う時間を確保できる勤務環境を整備していくことが必要であると考

えております。教員の意識改革も必要ですが、膨大となってしまった教員の業務の範囲を改めて整理し、限られた時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、子どもと向き合う時間を確保し、総合的な指導を積極的に行うことができる環境をつくっていくことが教育委員会の責務であるというふうに考えております。

もともと教員は魅力ある、やりがいのある職業です。この働き方改革の実現により多くの教員が誇りをもって働くことができるようになり、それがひいては児童・生徒の教育にもよい影響を及ぼし、府中町の教育がよりよいものとなる好循環を、いい循環を生み出していきたいというふうに考えております。

答弁は以上です。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

1番岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） 答弁ありがとうございます。

時間外勤務で80時間が目安とされている過労死ラインを超えてる教員が、府中町4校で平成30年4月の時点で小学校で76人中10人、中学校で72人中35人がおられると。本当に看過できない、深刻な状況だと思います。ストレスを抱えた教員が増加し、過労死が起き得る事態になりかねません。

そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった外部専門家や教務事務を支援するスタッフを積極的に配置して、教員が本来担うべき業務に集中できる環境を整備していただきたいと思います。答弁では、環境整備をしているとのことですので、スピードを上げて改善に取り組んでいただきたいと思います。

これ質問です。

また、中学校においては、部活動の負担が大きいと聞いております。国において制度化された部活動指導員は、教員のかわりに部活動を指導し対外試合の引率などを行うことができるようになってはいますが、府中町において導入する予定があるかお伺いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 部活動指導員についての御質問です。

平成29年4月から学校教育法施行規則が改正されまして、中学校、高等学校の部活動の指導、あるいは大会への引率を職務とする部活動指導員を配置することが可能

となりました。そもそも部活動というのは、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動でございますけども、校長の監督を受けながらこうした部活動指導員が従事するということが可能となっているところでございます。

現在、その部活動指導員は、県の教育委員会、県費でございますので、県の教育委員会において来年度からの予算化を準備し、各市町の要望を聞いてるというふうな段階でございます。

その制度とは別なんですけど、府中町におきましては町費の非常勤講師ということで、両中学校に剣道、水泳、バスケットボール、吹奏楽、茶道・華道、美術などの部活動指導を行う非常勤講師を10人ほど措置しております。教員の時間外勤務が多くなっていると、その要因の一つでもある中学校の部活動指導の負担軽減に役立つよう支援を行っているという状況でございます。

答弁は以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

1番岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） 部活動指導員は、県教育委員会において来年度からの予算を準備し、各市町の要望等を把握しているとのことですが、府中町も現在、非常勤講師がおられますが、今後非常勤講師や部活動指導員をふやしていく考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君） 町費だけでなく県費、まずは基本的には県費でその部活動指導員というものが措置できるかどうかというのは来年度以降の体制になりますけども、県費で措置できない部分を町費のほうでも予算化し、措置してるという部活動指導に係る非常勤講師もおりますので、その兼ね合いも踏まえながら、こういったものがベストな選択肢なのかというのを少し研究しながら、来年度に向けてしっかり体制を整えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第4項、学校における教員の働き方改革について、1番岩竹議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第5項、消防庁舎の建てかえについて、18番力山議員の

質問を行います。

18番力山議員。

○18番（力山 彰君） まず、質問に入る前に、ちょっと皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

私の住む町内会は、7月6日の西日本豪雨によって土砂災害が発生しました。これは土石流です。その結果、半壊を含む14軒が被害に遭っております。これを復旧するのに約一月と少しかかりました。その間、ボランティアの方々、地域の方々、そして役場の方々、消防職員の方々、学校の先生方、いろいろとボランティアに来ていただきまして本当に助かりました。ありがとうございました。

府中町に感じたことは、復旧活動の作業しとるときに、夏の一番暑いときでございますので、作業しとったら10分作業したらもうやっとなれんと、もうしんどいという状態が何日も何日も続きました。したがって、熱中症にかからないように朝一番に、朝早いときに、まだボランティアさん来てない5時、6時ぐらいからお茶を買いに行つて、それを皆さんに飲んでもらうといった準備から入りましてずっとやってきたんですが、途中のほうで冷たい水、冷たいお茶、そして氷、非常に助かりました。これは広島市もやっとなれない活動ですね。本当に助かりました。

さらに、土砂災害ですから、当然、石、木が家のほうに入ってます。それらを除去するのも、普通は水路、道路の除去だけで終わるんですけど、府中町はそれをさらに範囲を超えて家の中へ入った土砂、木、そこら辺も重機が入る範囲でどけていただきまして、本当に助かりました。もしこれをやっていただけなかったら、一月少しでの復旧にはなってなかったと思います。まだまだ今も作業しよると思います。本当に助かりました。ありがとうございました。

消防職員の方に感謝したいのは、消防職員が勤務、夜間勤務を終えて、その足で手伝いに来てくれました。これも1週間、2週間近く、毎日のようにかわり交代で来ていただきました。本当に頭が下がる思いでございます。本当にありがとうございました。

では、質問に入らせていただきます。

質問事項、消防庁舎の建てかえについて。

質問趣旨、7月6日の西日本豪雨により町内各地で土砂災害が発生し、多くの住宅などが被害を受けました。また、4日後の10日には晴天の中、突然濁流が榎川を流

れ下り、山田大橋から寺山橋までの間で濁流が越水し、さらに大きな被害が発生しました。

災害対策の拠点である役場庁舎や消防庁舎には、幸いにも豪雨による被害はありませんでしたが、消防庁舎が建つ位置は海拔2.8メートルと低く、洪水時には浸水する恐れがあり、浸水すれば消防署機能が停止します。

また、消防職員の増加や救急車、消防車などの車両数増加により、施設自体が手狭になっていることから、役場庁舎の隣に建てかえることができないか、町の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君） 18番力山議員からの一般質問、消防庁舎の建てかえについて答弁いたします。

消防庁舎につきましては、去る平成26年12月議会の一般質問でも、その再整備につきまして質問のあったところがございます。その際、消防職員数の増加に対し、現消防庁舎における事務室、会議室、消防訓練施設などが十分に確保できていないということについて、町としても承知している旨答弁しており、現在も町の課題として認識しております。

御質問は、役場庁舎の隣、現在の来客用駐車場側の部分だと想定いたしますが、当該場所への消防庁舎の建てかえはできないのかという具体的に場所を特定した内容でございます。

企画財政部におきましても、役場庁舎の隣の部分に建てかえが可能であるかどうかということについて検討した経緯がございます。役場庁舎の並びの部分に消防庁舎を移転させ、移転後の消防庁舎部分を役場の来客用駐車場とする。また、救急・消防車両については、役場正面の道路へ向かって出入りさせることとすることなどがございます。その際問題となったのが、来客用駐車場奥のポンプ場施設についてです。

地上の目視可能な部分だけ捉えますと、一見有効な手法とも思えますが、実は駐車場側の地下の一部に宮の町ポンプ場のポンプ施設が設置されているため、現消防庁舎規模、またそれ以上の建築物を建設する場合には、どうしても建物の一部がその部分と重なることとなり、現実的に不可能な状況となっております。

宮の町ポンプ場は、宮の町排水区の雨水を排除する公共下水道施設であり、平成

4年に1号機、平成5年に2号機を供用開始し、現在に至っております。今後、ポンプ施設の改築など大規模な工事を行う際には、役場駐車場にもそれなりの施工スペースが必要であり、そのような観点からも、消防庁舎の建てかえの場所としては難しいと考えております。

消防庁舎の建てかえにつきましては、現在、町では具体的な計画を有しておりません。今後に向けては、将来の財政見通しや、公共用地の有効利用、他の公共施設の整備などを勘案しながらの適地選定を含め、必要な敷地の広さや施設規模、また河川氾濫時の浸水状況など、さまざまな方面から建てかえについての研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

18番力山議員。

○18番（力山 彰君） 現駐車場の下にはポンプ施設があると、それがどこら辺まであるのかというのは私わからないんですけども、本当にその部分があるためにできないのかどうかということも、ちょっと図面を見てませんのでわかりませんが、今回の災害で感じたことを言わせていただきます。

今回、私のほう土石流が発生したということで、実は6日の夜にはもう既に道路をオーバーフローして水が流れてました。

翌日から作業に入ったわけなんですけども、撤去作業に入ったわけなんですけども、とてもじゃないが歩ける状態じゃないと。水が20～30センチ入っとるだけで、水道の水みたいにきれいな水だったらいいんですけども、泥がまじった粘い土砂が入ってる。とてもじゃない、歩ける状態じゃない。そして、作業できるような状態でもない。

これがもし消防車のところで起これば、消防庁舎からじゃあ消防車行く、また消防庁舎の中へ入っていろいろと打ち合わせたりどうのこうのするにしても、大変な労力が要る作業になる。したがって、今の浸水する位置に将来的にもあれば、洪水等起こったときにきれいな水だけじゃないということをよく理解しておいていただきたい。何らかの対処が必要だろうと。

私の提案したのは、この本庁舎の向こう側に建てることのできるならば、消防車、救急車部分は直接川土手の道に出ることができよう。下の部分は土砂が入っても、

それはもう相手にしないと。直接上から出られれば消防署機能は維持できるだろうという考えで提案したわけです。

施設があるということであるんですが、将来的に考えて府中町役場庁舎と消防庁舎を別々のところに建てるということになると、今回みたいな災害が起これば、それぞれ連絡、テレビ電話会議でもすればいいんでしょうけど、やっぱり直接顔見て指示、伝達、そして情報連絡等できるのが一番有効な活動なんで、できれば離してほしくない。役場と消防本部は離してほしくない。消防庁舎ですね。

そういうことで、ぜひもう一回何らかの方法がとれるんじゃないかと思っておりますので、もう一回できる方法で何か検討できないのかということをもた改めてお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君） 力山議員のおっしゃられますとおり、やっぱり役場機能と消防庁舎の機能、近いほうがいいというのは我々も認識ございます。

先ほど答弁いたしましたように、現在の消防庁舎を基準とした場合に、底面積を基準とした場合に、一部がポンプ場の地下にかかるということですので、消防庁舎自体を小さくして上へ伸ばすとかいう方法も一つの考え方としてはあるということで、それも検討させていただいたんですけども、消防庁舎の車両の出入り口はやっぱり随分とらないといけないんで、そうすることによって幅を狭めますと2階部分が消防車や救急車の出入り口で、土手の道路につながってくると思うんです。

それ以外の車両をじゃあ1階に置けばいいんじゃないかなという想定でもいろいろ検討もしたんですけども、見ていただいたらわかるんですが、高さが足りないんで、2階部分に重量のある車両とか上に伸ばしていきますので、耐震等を考えますとかなりのはりの部分を厚くとらないといけないということになると、1階にほとんど背の低い車しかとめられないという、そういったこともいろいろ検討はしております。

今、そういう要望いただいたんで、町としては公共施設今からどんどん建てていきます計画がございますので、その中において財政的な面もいろいろ考えながら、消防庁舎もその中でどうしていくべきかというのは一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） 以上で、第5項、消防庁舎の建てかえについて、18番力山議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第1項、ごみの戸別収集の考え方は、6番山口議員の質問を行います。

6番山口議員。

○6番（山口晃司君） 質問前ですが、まずもって7月の西日本豪雨被害、榎川氾濫にお見舞いを申し上げます。どうしてもこういった災害が起きますと、立ちどまらないといけないのではないか、また楽しい雰囲気になってはいけないのではないかという雰囲気になってしまいがちなんですが、どこかのタイミングでやはり新しい一歩を踏み出さなければいけないなというふうに思っております。

というのも、私ごとになるんですが、この10月の半ばですかね、生まれて初めて結婚というものをさせていただくことになりまして、10月の半ばなんですよ。パネル間に合う。間に合わない。間に合う。わからない。わからないということで、そういった意味で、公私ともに力強い一歩を踏み出していきたいなと決意を新たにしているところでございます。

ということで、質問に入りたいと思います。府中町のごみの戸別収集の考え方について質問させていただきます。

塀など自宅の敷地に隣接した部分をごみステーションに貸したくないという方がふえています。においや掃除を押しつけられるのではといった不満があるのだらうと思いますが、ごみステーションに貸していない世帯にはない不満ということで、できたらごみステーションに貸したくないと思われる気持ちは理解できます。

府中町でも都市化が進むにつれ、こうした声がふえ始めています。昔ながらの方は、それでも我慢して提供していただけてますが、例えば世代交代で土地を相続された方が府中町を離れており、土地の売却を考えられる場合、また賃貸でも引っ越してこられる方など、新しい住人がごみステーションに提供していることに難色を示すなど、ごみステーションの位置の変更を望まれるケースというのがふえています。

この場合、ごみステーションを利用される方同士で話し合い、新しい位置を決めてもらい、それを町内会が町に申請するといった流れになっていると思うのですが、ご

みステーションに提供したくないのは皆さん同様ですので、簡単には決まらず、結局町内会の役員が間に入るのですが、間に入って話し合いの場を設けたとしても、話し合いの場が残念なことに押しつけ合いの場になってしまい、地域コミュニティの醸成とは真逆の方向に進んでいってしまうということが発生しております。

そういった話し合いのときに比較されるのが、広島市が一部取り入れているごみの戸別収集で、府中町でもやればいいのかという声が上がります。戸別収集には、収集業務にかかる時間や人手、世帯ごとの費用負担などの課題があるとは思いますが、ごみの戸別収集に対する府中町の考え方、またごみの戸別収集をする場合、どのぐらいの費用が新たにかかるのか、試算していたらお答えください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君） 6番山口議員からの一般質問、ごみの戸別収集の考えはに御答弁させていただきます。

まずは、ごみステーションの現状等について御説明させていただきます。

町内にごみステーションの数は約1,000カ所存在しております。これらごみのステーションにおきましては、全て町内会並びに地域の方々に管理していただいております、この場をおかりして改めて感謝申し上げます。

ごみステーションの利用方法につきましては、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項の規定に基づく平成30年度府中町一般廃棄物処理実施計画において、排出方法として、「町民は、所定の場所に排出するものとする」と規定されております。所定の場所とは、収集日にごみの排出及び収集をするための一時的な集積場所で、原則としてこれを利用しようとする町民が協議の上、その位置を定め、その場所を町に申し出て、町が収集可能であると確認した場所として、これをごみステーションと今呼称しております。

また、利用しようとする町民が協議の上とは、事実上、町内会などがその町内会の区域のごみステーションを利用する地域住民の意向を調整し、合意を得る形で行われております。

このごみステーションは、それぞれ方法の違いはありますが、例えばその町内会のごみステーションを利用する方々が順番に責任者を決め、いわゆるごみ当番を決めて、

その当番が環境美化や清潔保持のため、ごみステーションの清掃やルールを守られていない方にごみの分別や排出日の指導を行ったり、カラス対策用のネットの上げ下げなどをして維持管理をしていただいているところでございます。

ごみ出しは、住民にとって毎日の生活に直結した重要な事柄であり、そのごみを出す場所であるごみステーションは、町内会にとっては、ごみ出しによる悪臭、景観などの不快感をごみステーションを利用する全員により分け合いながら、長年、生活環境美化や清潔を保持するため、地域貢献活動の一環として、苦勞して守っていただいている大切なものでございます。

それでは、御質問のごみの戸別収集に対する府中町の考えと、ごみの戸別収集をする場合、どのくらいの費用が新たにかかるのかについてお答えします。

現在、町では一日のうち早い時間帯での収集完了を目指し、例えば普通ごみの場合、午前中に収集運搬等の一連の作業を完了するものとしております。ところが、これを戸別収集にしますと、これまでよりかなり収集に時間がかかり、町民の皆様にも多大なる御迷惑がかかると思われます。

さらに、交通事情の面について鑑みますと、現在のごみステーション方式に対し、戸別収集方式にした場合、狭隘な道路や行きどまりの道路など車両が通行困難な場合があると想定され、収集運搬作業上、交通事故の危険度も高まると思われます。

次に、費用の面でございますが、戸別収集方式による必要経費は、手間、時間、人手、車両台数などの諸要件を考慮して算出しますと、現状のごみステーション方式より3割程度増額になると見込まれます。

例えば、ごみステーション方式での普通ごみの収集委託料の場合、平成30年度の予算額は1億1,920万6,000円であったものが、全戸戸別収集方式にした場合、1億5,496万8,000円程度の増額になると見込まれます。

以上のことから、当町においてごみ収集は、戸別収集方式よりごみステーション方式のほうが適した収集方法であると考えております。

7月の豪雨災害におきましても、普通ごみや災害のごみの回収が滞りなく行えることができたのも、ごみステーション方式を通して町民や町内会の御協力のおかげであると理解をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、ごみステーション設置同意の難しさやごみ排出における住民同士のトラブル、また町内会未加入者や外国人への対応など、ごみス

テーション方式にもさまざまな問題が生じていることも理解をしております。

当町としましては、ごみステーションの新設について、地域住民の理解が得られない場合や、高齢者、身体の不自由な方などの排出困難な方を対象に、全戸を戸別収集するのではなく、一部を戸別収集の形で実施できないかを今後、府中町廃棄物減量等推進審議会の中で議論をいただき、審議会での意見を踏まえて、検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみ収集には町民や町内会など、地域のコミュニティーのお力が必要となります。町としましては、ごみ収集のあり方も含め住民サービスに努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

6番山口議員。

○6番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

高齢者や障がい者世帯のごみについては、ごみ出し支援制度などの選択肢もあると思うんですが、支援する町内会自体がお世話役の高齢化や担い手不足が進んでおりますので、これ以上町内会の負担をふやすということも限界を超えてると思いますので、避けていただきたいと思います。

ただ、例えば通学中の中学生、子どもたちが、お年寄りの家の前に置いてあるごみをぱっとごみステーションに持って行ってくれるとか、そういうふうになればすばらしいのかなというのは思っております。

ただ、こういった高齢者世帯への戸別収集というのは、住人の安否含めた見守り支援にもなりますので、早急に検討は開始していただきたいなというふうに思っております。費用だけでなく、ごみ収集の人手や回収にかかる時間もあり、すぐにどうこうできる課題ではありませんので、2点だけちょっと要望して質問を終わりたいと思います。

1点目は、試算では現状の予算に3,500万円程度上乗せさせれば、予算的には戸別収集が可能となっておりますが、実際に雇用する段階になった場合、狭隘道路も多いのでかかる時間がふえるとか、人手不足で雇用にさらに費用がかさむということは十分予想されます。

高齢者世帯に限定した場合にも同様な費用が試算よりかさむ場合があるかと思いま

すが、そういったときに、安いからといって安易に町外業者の参入というのはまずは考えないでいただきたいと思います。今回の豪雨災害のときに何とか大きく予定を崩すことなくごみの収集作業をやり遂げてくれたのは、やはり町内業者の方だったと思います。

また、泥をバキュームカーで吸引することで、人手でやる何倍ものスピードで作業が進む姿を見られた方も多いのではないかと思います。バキュームカーをある程度そろえておくということも、町内業者の体力を維持していくことも、災害対策につながってまいりますので、町内業者にも予算的な御無理を聞いてもらう必要もありますが、町内業者を維持していくんだという点を検討の考え方に入れていただきたい。

これがまず1点と、高齢者に限って導入を始めたとしても、ごみステーションの位置がまとまらない地域の方からは、早い段階でうちの地区も対象にしてほしいという声が上がってくるというのは十分に予想されることでもありますので、高齢者を対象にした制度の検討時には、同時進行的に希望世帯への対象を広げた場合の制度の検討も行うようにしていただきたいと思います。これが2点目。

以上2点を要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で、第1項、ごみの戸別収集の考え方は、6番山口議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は9月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（延会 午前11時49分）